

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律		法令番号	昭和25年法律第137号		
手続名	土砂採取料、占用料の徴収		根拠条項	第39条の5第1項		
処分基準	<p>1. 県が管理する漁港の区域内の水域及び公共空地について法第39条第1項の規定による土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第二の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第三の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用で占用することができる期間が一月未満のものに係る占用料にあっては、日割りをもって算定した額）に1.1を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p>2. 土砂採取料の額の算定の単位は、立方メートルとし、採取量で1立方メートル未満のもの又は1立方メートル未満の端数は、1立方メートルに切り上げる。</p> <p>3. 占用料は、年額とし、県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地の占用をすることができる期間が年度の途中から始まり又は年度途中で終わるものについて占用開始の日又は占用終了の日の属する年度に徴収する占用料の額は、当該年度に占用した月数を基礎として月割りにより計算する。占用開始の日及び占用終了の日が同一年度に属する年度に徴収する占用料の額についても、同様とする。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農林事務所	交付機関 農林事務所	目次 No.	